空挺従事者の取扱に関する訓令を次のように定める。 昭和30年12月19日

防衛庁長官 船 田 中

## 空挺従事者の取扱に関する訓令

改正 昭和31年9月6日陸自訓第16号昭和32年12月25日陸自訓第22号昭和35年2月2日陸自訓第9号昭和36年2月20日庁訓第7号昭和40年2月21日陸自訓第6号平成10年3月25日庁訓第12号

(目的)

第1条 この訓令は、空挺従事者の選抜、教育訓練等空挺従事者の取扱に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる とおりとする。
- (1) 「空挺降下」とは、航空機から落下傘を利用して降下することをいう。
- (2) 「空挺訓練生」とは、陸上自衛隊空挺教育隊(以下「空挺教育隊」という。)において、空挺降下に関する技能を修得することを本務とする陸上自衛官(以下「自衛官」という。)をいう。
- (3) 「空挺隊員」とは、空挺基本訓練課程を修了し、かつ、空挺教育隊その他の空 挺部隊(以下「空挺部隊」という。) に所属している自衛官のうち空挺降下を本務と するものをいう。
- (4) 「落下傘基地整備員」とは、空挺基本訓練課程を終了し、かつ、次に掲げる業務に従事する自衛官をいう。
  - ア 需品教導隊又は陸上自衛隊関東補給処松戸支処における落下傘の整備業務
  - イ 陸上自衛隊補給統制本部における落下傘の技術検査業務

(選抜)

- 第3条 空挺訓練生の選抜については、陸上幕僚長が定める。 (空挺基本訓練課程)
- 第4条 空挺訓練生は、空挺教育隊において、陸上幕僚長の定める空挺基本訓練課程 を修めるものとする。
- 2 陸上幕僚長は、前項の空挺基本訓練課程を定めるに当つては、空挺訓練生の全員について、当該訓練期間中に空挺降下を5回以上行わせるように定めなければならない。

(空挺隊員訓練計画及び落下さん基地整備員訓練計画)

- 第5条 空挺隊員及び落下さん基地整備員は、それぞれ陸上幕僚長の定める空挺隊員 訓練計画又は落下さん基地整備員訓練計画に基く空挺降下訓練を受けるものとする。
- 2 陸上幕僚長は、前項の空挺隊員訓練計画及び落下さん基地整備員訓練計画を定めるに当つては、空挺隊員及び落下さん基地整備員の全員について、それらの者が空挺降下の技能を維持向上させるに必要な程度の空挺降下を行わせるように定めなければならない。

附則

- 1 この訓令は、昭和30年12月19日から施行する。
- 2 昭和30年8月1日以降この訓令施行の日までの間において空挺基本訓練課程を受けた者及びその間において臨時空挺練習隊又は空挺教育隊において空挺降下を本務とした者は、それぞれこの訓令により空挺基本訓練課程を受けていた期間又は空挺降下を本務としていた期間、空挺訓練生又は空挺隊員に指定されていたものとみなす。
  - 附 則(昭和31年9月6日陸上自衛隊訓令第16号)
- 1 この訓令は、昭和31年9月6日から施行する。

2 この訓令施行の際、現に需品補給処又は需品学校において落下さんの整備又はその教育に従事している自衛官で空挺基本訓練課程を修了したものは、この訓令の規定によりその際落下さん基地整備員に指定されたものとみなす。

附 則 (昭和32年12月25日陸上自衛隊訓令第22号)

この訓令は、昭和32年12月25日から施行する。

附 則(昭和35年2月2日陸上自衛隊訓令第9号)

この訓令は、昭和35年2月2日から施行する。

附 則 (昭和36年2月20日防衛庁訓令第7号)

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則(昭和40年5月21日陸上自衛隊訓令第6号)

この訓令は、昭和40年5月21日から施行する。

附 則(平成10年3月25日防衛庁訓令第12号)(抄)

1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。